

---

令和6年 第4回(定例)南部町議会会議録(第6日)

令和6年9月27日(金曜日)

---

議事日程(第6号)

令和6年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第49号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第50号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第51号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第52号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第53号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第54号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第55号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第57号 令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第58号 令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について

- 日程第20 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
日程第21 請願第6号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書  
日程第22 陳情第7号 イネカメムシ被害に対する陳情書

(追加議案)

- 日程第23 議案第66号 南部町東長田財産区管理委員の選任について  
日程第24 発議案第9号 イネカメムシ被害への補助を求める意見書  
日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第49号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第5 議案第50号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第51号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第7 議案第52号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第8 議案第53号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第9 議案第54号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 議案第55号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第11 議案第56号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 議案第57号 令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について  
日程第13 議案第58号 令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について  
日程第14 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について  
日程第15 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第17 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第18 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第20 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第21 請願第6号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書
- 日程第22 陳情第7号 イネカメムシ被害に対する陳情書
- (追加議案)
- 日程第23 議案第66号 南部町東長田財産区管理委員の選任について
- 日程第24 発議案第9号 イネカメムシ被害への補助を求める意見書
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員(14名)

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	田子勝利君	書記 .....	亀尾真哉君
		書記 .....	荊尾雅之君
		書記 .....	藤下夢未君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	松原誠君	デジタル推進課長	岡田光政君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
人権・社会教育課長	二宮伸司君	病院事務部長	畑岡宏隆君
健康福祉課長	前田かおり君	福祉事務所長	泉潤哉君
建設課長	岩田政幸君	産業課長	藤原宰君
農業委員会事務局長	亀尾憲司君		

---

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、細田元教君、12番、亀尾共三君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会改革調査特別委員会よりの報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） 10番、板井です。議会改革調査特別委員会  
が令和2年12月に設置されてからの4年の総括を報告します。

この間の審査及び調査案件は、町民との関係として、1番、住民の声をきく会の開催。

次に、議会内での改革として、2、議員の成り手不足と改革を含めた議員定数と議員報酬につ  
いて。3番、南部町議会基本条例等の見直しの検討について。4番、タブレットの活用で議会の  
ペーパーレス化の推進。5番、SNSを活用した議会だよりの改革でした。

また、執行部に対する改革は、一般質問の事前回答の要請について。7番、町政に対する要望  
事項の進め方について。8番、議案の町のホームページの記載についてなど、委員会で話しなが  
ら検討、対応進めてまいりました。

結果として、町民との関係については、コロナ禍の影響でほとんど開催ができなかったですが、  
コロナが落ち着いた令和4年1月に若者と議員とのグループダイアログ、これは対話のことで  
すが、として、新☆青年団、高校生サークルとフリップトークでの意見交換会を開催しました。  
また、保育園の統合の計画に対し、令和5年9月につくし、さくら保育園の保護者の方との意見  
交換会を開催しました。

議会内では、タブレットの導入によって今後ペーパーレス化は大きく前進することとなると思  
っています。議会だよりにについては、広報委員会の対応によってユーチューブによる一般質問の  
視聴ができるようになりました。

さらに、執行部に対する改革は、町政に対する要望については、中間報告で進捗状況が確認で  
きるようになり、また、議案をホームページに掲載されることとなりました。執行部の理解と協  
力に感謝をいたします。

以上、任期4年間の報告としますが、現在、町議会の課題となっております議員の成り手不足  
は全国的な問題となっています。町民から信頼される議会を目指すためには、私たち議会人とし  
ての意識改革を含め、議員としての責務を果たしていくことの研修、研さんを進めていくことが  
必要であると思っています。来月には新しい体制で議会運営となりますが、新体制になっても議  
会改革は必要不可欠であり、引き続き切磋琢磨しながら町行政と議会発展に尽力していただくこ  
とをお願いし、議会改革調査特別委員会の報告とします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会からの報告を求めます。  
委員長、白川立真君。

○可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会委員長（白川 立真君） それでは、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会より総括を報告させていただきます。

当委員会は令和2年12月定例議会において設置されました。その主な調査及び研究項目は3点です。1つ、可燃ごみ処理広域化基本計画の町民への影響。2つ、不燃ごみ処理等に関わる調査及び研究。3つ、上記に定めるもののほか、廃棄物処理に関し、諸課題の解決に向けた調査及び研究であります。

当委員会は全議員で構成されていることから、予算審査、決算審査の中で特にごみ対策推進事業や、塵芥処理費などの現状と課題を審査しながら、処理施設、クリーンセンターでの処理状況、近年の搬入傾向、施設の耐久性などを調査してきました。

令和3年9月、令和14年稼働予定である一般廃棄物処理施設に関わる構想等を調査するため、西部広域行政管理組合職員から詳しく説明いただき、質疑を重ねながらそのメリットやデメリットを探求してきました。

令和5年5月、鳥取県生活環境部循環型社会推進課職員に来町いただき、可燃ごみの現状、プラスチックごみの現状、温室効果などのテーマを設定し、目指す循環型社会のありようを深く探求をいたしました。

令和6年7月、行政調査のテーマとして鳥取県東部圏域の可燃ごみ処理状況を把握するため、リンピアいなばへ、また、プラスチックごみのリサイクル状況を把握するため、いなばエコ・リサイクルセンターでの調査を行いました。リンピアいなばでは可燃ごみを電気エネルギーに変換する発電の状況、いなばエコ・リサイクルセンターではプラスチックごみをペレット化し、再生原料ができるまでの状況など、広く調査いたしました。

さて、近年の地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響をもたらし、南部町においても近年の異常高温は多くの作物に被害を与えています。温室効果の要因と言われる二酸化炭素の排出抑制などを課題とする当委員会は、かつての四季を感じるができる暮らしやすい環境を次世代につなげていくことを理念としています。改選後の新体制においても、さらに高みを目指して調査、研究していくことを切望いたします。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第49号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第49号、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第49号、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛否、御意見ございましたので、一部御紹介させていただきます。まず、反対の理由でございます。公共料金の引下げ、保育園問題、地方交付税の町の捉え方の問題を指摘して反対する。

一つ、学校給食費の無償化について、将来の子供のためには必要な費用。また、米作りで利益が上がらない状況。米作りへの支援を求めて反対する。

賛成の理由です。一つ、特に地方創生については、様々な力を借りながら南部町の発展、活性化に寄与してもらっている。必要なものに対して必要な予算を執行されている。

一つ、公共料金の引下げについて、財源がない中で簡単にはできない。将来の子供たちに負担をさせない、ツケを回させないためにも使用料を支払い、円滑な運営を行うこと。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。この令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、反対するものであります。反対理由は、先ほども委員長報告がありましたが、2点についてを基本に反対するものであります。

私は、この議会に参加してからずっと一貫して学校給食の無償化ということを訴えてまいりました。しかし、完全無償化はできておりませんが、何らかの改良もありました。一つは、第3子については無償にするとか、あるいは学校給食費はそのままなんだけれども、小学3年生までの学級費の負担、特にテスト用紙とか、あるいはそれについての負担を軽減する、なくすということもありました。私は、改良点も含まれておりますけれども、しかし、やはり無償化というのは全国的に広がっております。

今議会でも私、学校給食費の無償化について取り上げて質問いたしましたが、町長答弁では国がやれば一番、国がやるべきことであるということだったんですけども、確かにそれをやったら

当然実施するのは当たり前ですけども、しかし、近隣の町村でも国が実施してないのに無償化を進めているところもあります。そういうことからして、委員長の報告でもあったんですけども、将来を担う子供たち、この子供たちの成長を健やかにするために少しでも負担軽減をする、このことをやるべきだということを申し上げるのがまず1点あります。

そして、2つ目です。米不足が起こりました。やはり全国の農村の米作りの方も採算に合わない、私の知ってる町内の人に言ったら、やればやるほど赤字が増える、こんなばかなことはやりたくない、だから私は米作りをやってないと言われました。そういう状況ですから、これは国の責任ですけども、採算に合うような米作りを国が進めることをすべきなんですけども、しかし、国がやっていない以上は、町でも何とか農業予算の中を工夫されて支援をするということをぜひ進めるべきだということを伝えて、その2点が反対の理由のことです。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度の決算事業報告書では、おおむね執行率が70%を超えるものでした。執行率が低いものでも必要とされる皆様に多く使ってもらいたいと考え、計画上最大限の予算組みをされていましたが、それが行き届かず使っていただけなかったとの説明でした。今後さらに周知、告知等に力を入れて必要な方へ知っていただく努力をするとの答えがありました。様々な媒体を駆使して周知に力を入れていただきたいです。

多くの事業の中で私が注目しているものの一つが、住民とつながる役場推進事業（テノヒラ役場）です。使えるメニューの中で特に学校、子育てとごみのメニューの活用が多いという様子でした。

学校、子育てでは欠席等の連絡をするというものです。これは教育委員会からの聞き取り等で組み込まれたメニューのようですが、やはり時間を気にせずに連絡ができることに満足をしているようで、令和5年度は小学校だけでしたが、現在では中学校も対象とのことでした。

ごみでは各種収集日の前日の夕方にLINEで通知が送られてきて、出し忘れなども少なくなると好評なようです。

公式LINEの友達登録者数も1年で約800名以上も増えています。これはスマホ教室などを各地で行われ、毎回多くの方々が受講され、特に70代の方々の参加が多く、スマホ等を活用されていることが分かります。

まだまだ多くの町民にとって使える事業があり、遂行されていますので、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第45号、南部町一般会計歳入歳出決算、反対の立場から発言させていただきます。

主に農業の問題を取り上げておりますが、今まで再三積み残しが多いってことを言ってきましたが、今回、今年度ぐらいから大体積み残しが減っているなっていうふうには思っております。

それと、小規模農業者に対する補助が少ないのではないか、このことは言っております。そして、認定農業者、農業法人が手厚いのではないか、このことは指摘しておりましたが、今回、一部農業団体においてある程度事業がオープンにされてる、このこともいいことであるというふうに思っておりますが、しかし、相変わらず小規模農家に対する補助が少ないと思っております。

また、もう1点、新規就農者、これに対する補助、支援、これは大変多いことは間違いありませんが、しかし、一番問題になってるのは新規の就農者を最終的に独立するまで支援ができていないのではないかということ指摘したいと思います。農業を始めて最終的に独立して独立採算ができるまで、この期間というのははっきり言って長いです。5年とか10年でできるものではない。順当に言って5年ではないかと思っておりますが、しかし、現状で南部町のほうで新規就農者が完全に独立までできる、そこまで支援している事業がない、このことを指摘したいと思います。

そして、現状で、農業問題で幾つか問題点がある中の第1点の中で、後継者がいないということが上げられます。現在、新規就農者の支援は確かにありますが、最終的に新規就農者が完全に独立するまでの支援がないこと、それから新規就農ではなく、子、孫の方、こういった方々が現在の親、もしくはおじいさん、おばあさんがやっている農業を引き継ぐ、これについての支援がいま一つ、重要ではないかということ指摘して、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、滝山克己君。

○議員（4番 滝山 克己君） 4番、滝山です。令和5年度南部町一般会計の決算の状況について、賛成の意見として一言申し上げます。

今から言いますのは決算資料の抜粋でございますが、令和5年度一般会計の決算額は、歳入8

2億余り、歳出が80億6,991万余り、形式収支が2億2,486万円となっております。この形式収支から繰越明許費等に係る翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億9,393万余りの黒字となっております。この額から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は6,820万余りの赤字となり、当該単年度収支に財政調整基金への積立額を加算し、財政調整基金の取崩し額を差し引いたものに繰上償還を加算して求める実質単年度収支は6,744万余りの赤字となっておりますという説明を受けて、皆さん納得されたということでございます。この数字につきましては、監査委員が意見を添付し、提出されたものでございまして、間違いはないというふうに考えております。

数字的には以上でございますが、このほかに財政調整基金をはじめとする各基金が目減りをしているように私には感じられてならないところでございます。今年度、また来年度には大型事業が予定されておるようでございます。予算の編成や執行に際しては十分配慮されるよう申し添えて、賛成討論といたしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の決算に反対いたします。大きく言って3つです。

まず、1点目、町の一番の仕事は住民の命、暮らしを守ること。いわゆる町政がしていく一番のことは、そこに住む人たちの格差是正、それから所得の向上、こういうことが求められてくるというふうに考えています。この1点目の問題でいえば、方法としては、町はまず一番に80億以上ある当年度の決算の中で何ができるか。今、住民の暮らしが大変な中で公共料金の引下げするための努力をすべきではないかという点です。

今、住民の暮らしが物価高騰で大変な中で給付金等が国の補助でありました。このこと自体は即住民に届いて、住民の暮らしに一定の効果は与えたと思うのですが、長続きする不況の中で住民の暮らしというのは非常に大変になってきている、このことはもう実感で分かることだと思います。そこで出てきていて、私たちがアンケートを取っても、やはり公共料金の引下げをほしいと、公共料金は負担だという声が一番多くありました。そういう点でいえば、特別会計のところでも言うのですが、町の会計全般の中からあらゆる工夫をして、公共料金を引き下げたための。とりわけ高過ぎる国保税や介護保険料、上下水道料金などについての一般財源からの支援等を知恵を凝らしてやっていくべきだという点が1点です。

格差是正のもう一つは、住んでいる人への支援です。うちの町は地方創生交付金、地方創生事業を熱心に取り組んできて人口の維持につながっている、こういう評価があります。このこと自

体は人口増に寄与することであり、一定の成果が上がってるということは私も認めているところ  
です。

しかし、今、お金の使い方が、移住してくる方については、例えば空き家事業などでは300  
万という公費を出して修理を行って住んでいただくという政策はあるけれども、長年住み続けて  
いて、中山間地において、独居の高齢者等がその生活基盤を直すにももう跡継ぎがないからい  
いとか、例えば浄化槽引きたくっても自分だけだから我慢をしている、こういう状況があるわけ  
ですよ、財政問題と。それを見たときのアンバランスというのはどうしても否認できない事実ではな  
いかと思うのです。そういう点を考えれば、町は全体的に来た人もこれから、今まで住んでいた  
方も含めて全体的な支援策が要る。そこに住み続けるために何が必要なのかという点で考えれば、  
そういう層の厚い支援策を考えていかなければいけないというふうに考えています。それが非常  
に少ない、そういう点が指摘せざるを得ないと思っています。

3つ目の格差是正の点でいえば、町が町のお金でできるところでの是正をしていく。一つには、  
町が雇用している会計年度任用職員の待遇の是正の問題があります。今、ケア労働者とか、とり  
わけ女性の賃金格差の問題が言われています。この格差是正は、本来は政府が行うべき第一の仕  
事だと思うのですが、町でできることはやはり努力していく必要があるのではないかと。かとい  
って会計年度任用職員等についていえば、なかなか町ではできないということもあると思うので  
すが、圧倒的、女性が占める中で、その待遇改善と少しでも所得を上げようとする努力が必要で  
はないか。

南部町では会計年度任用職員がフルタイムで64人、パートで142人、総額3億2,500  
万ちょっとの人員費を支出しています。とりわけ多いのが教育現場で、フルタイムで22人、パ  
ートが41名、子育て支援課ではフルタイムで15人、パート65人、ほとんどが女性です。こ  
の中で見たときに、フルタイムで期末手当を入れても、よくても250万そこそこ、月にしたら  
約17万6,000円というのが平均的なところ。これでは労働の再生産も果たせない、  
そういう意味でいえば抜本的な改善策が必要だ。公務現場での格差というのはあらゆる努力をし  
て是正していくことをしていかなければならないと考えています。

今回も学校、教育委員会、それ総務課から実態が分かる資料を出していただきました。そこで  
感じていることは、やっぱり是正できるのではないかと、例えば教育委員会の学校主事、月額14  
万5,440円、これは週31時間。一緒に働いている方々がフルタイムで常勤しているときに、  
学校主事だけが夏休みがあろうかという話もあるんですけれども、ここだけどうしてパートタイ  
ムの31時間しておかなければいけないのか、以前を振り返れば、学校主事というのは地方自治

体の職員で充てていました。そのことを考えたとき、この是正は町でできるのではないか。こういうところは即刻直していかなくてはならないのではないかと思ったことが一つ。

それから、中の専門員と名のつく中でも報酬の差が大きくある。例えば人権の教育啓発専門員ですか、この方が一番高くて266万なんです。高いから下げるではなくって、ここに合わせていったらいいと思うのです。例えば専門員とつく職の方については統一してこの給料表を使っていく等しながら、今の制度の中でも最大限取り組める状況あるので、そういう努力をしていくべきだと、そうして南部町が格差是正に取り組んでいるのだと、とりわけ女性等の労働条件の改善に努めているんだということをアピールするためにも、こういうところには取り組むべきではないか。こういう中で格差是正に取り組んでいる町の姿勢を示していただきたいというのが大きな1点です。

2つ目が、令和5年度では保育園の統廃合が实际的に予算に上ってきています。令和5年度では実際繰越しをして800万近くの支出になったのですが、この保育園の統廃合、民間移管の問題についてはこれまで様々に議会の中でも討論があったのですが、根拠としている保育園を統廃合し、民間移管をする最大の根拠が、町長は、財政的に民間移管のほうが有利であるとずっと言い続けてきたわけです。ところが、その根拠となった、地方交付税といいながら基準財政需要額ということに言い直しておりますが、数字が独り歩きして、民間移管するほうが年間5,000万以上も町のお金が楽になると。その楽になったお金でほかのところに厚く手当てをしていきたい、こういうこと言うのですが、これは全く財政問題を考える中での的外れてるとしか言いようがない。そもそも保育園の費用のほとんどは基準財政需要額に含まれており、人数等で変わることはあっても、大きい、小さいとか、そういうところで変わるものではないわけです。仮に民間移管にしたとしても地方交付税が減るだけで、そのことで町にお金が浮いてくるということは到底考えられない。そういう基本的なところをしっかりと押さえずに財政問題だけで民間移管に移行するというのは、もう非常に無責任だと言うしか指摘のしようがないと考えています。

これまでも十数年前に法人に2つの保育園を民営化してきました。理由は、サービスの多様性と保育士が確保しやすい、こういう話だったわけですね。サービスの多様性といいながらここ数年は、民営化の保育園ではゼロ歳児保育ができていない状況が続いている。この理由は、2つ目に上げた柔軟な保育士の採用で、保育士が採用しやすいと言ったけれども、現在でもつくし保育園では保育士が足りない状況が続いていて、県の基準をクリアできていない。これは国の基準だから大丈夫だというのですが、一番大事な保育士の配置が町の計画どおりにできていないということについては、しっかりとどこに原因があるのか見るべきではないのか。これはいわゆる民間

の保育士の給与が安いからです。そもそも保育園の民間移管というのは全国的にも何が一番大きな理由かという点、人件費の削減にしかすぎないわけです。今、これほどケア労働者の待遇改善を言っているときに、町がこういう立場で臨もうということは、甚だ行政として格差を広げるだけであって、ケア労働者の改善ないしは女性の待遇改善に真っ向から反対する内容になっているのではないかと。毎年5,000万のお金が浮くと言いますが、5,000万円を保育士に還元すれば、それは地域内で回る可能性も十分にあるわけです。そういうことも考えながらやっていくという点でいえば、保育園の統廃合、民間移管ということは町長が言ってきた根拠も崩れてきているし、実際そうでもなかったし、説得力に欠ける。いまだに私たちが聞いているのは、保育園の場所の問題と、本当に統廃合しなければいけなかったのか、なぜ民間移管なのか、この3つについて根強い不信感と疑問があるという指摘をしておきます。

3つ目には、地方交付税をどう見るかの問題では、私はこの決算、予算の中では大きな問題だと考えています。町の80億近くの決算の中で地方交付税というのは幾ら占めてきたか。全部で地方交付税が38億473万、これを歳入の中で見た場合、全体の45.9%、46%ですよ。半数近く占めるわけです。この地方交付税についてどう考えているのか、これをきちっと説明ができるということは町の基本的な姿勢ではないかと思うんです。町長は今まで地方交付税が幾ら来ているのか分からない。

この間の委員会の聞き取りではいろいろ考えたけれども、計算してみれば自分たちは架空の数字のようでもあると、こういう話も出てきたわけです。確かに固有の一般財源ですから、どのように使おうと自由であるということはあると思う、出口の。ただ、地方交付税が幾ら来ているかということは、これ厳密に数字として出てきているし、町が算定台帳持っている以上、その数字の根拠が示せ得ないというのは説明不足であり、そうである姿勢ならば、保育の問題にかかわらず全ての場所でそういう態度を取っているということになるわけです。これはちょっと地方財政を考える上で、地方交付税の位置づけができていない状況というのは、すこぶる危険極まりないのではないかと。例えばどこに超過負担があり、一般財源をつぎ込んでいるのか、その検討ができなくなってくるわけじゃないですか。そういうことを置いておいて、はっきり説明もしないで、例えば水道料金が大変なので、一般財源を繰り入れてほしい。1年間の5,000万円要求したら金がないという一方で、120人の保育園建てるのに12億円、造成費込んだら17億円のお金出していこうとする、その姿勢が分からないのです。一体どういう根拠があってそういう設計ができるのかというところをきちんと説明すべきではないでしょうか。そういうことを考えたとき、町長は、今回、保育園の問題でも1億2,300万しか来ないというような言い方してるんです

けど、もし本当にそれしか来なければ地方交付税法使って国に要請すればいいと思うんですよ。

今回、地方交付税でもし自治体等が不満に思ったときどうするんだらうかっていうのを調べてみました。これちゃんとありました。地方交付税法第17条の4に、交付税の額の算定に対して意見があるとき、総務大臣に意見を申し出ることができる。これは毎年公表されてるではありませんか。例えばこれは令和3年から1年間ですけども、全部で459件も全国から上がっているわけですよ。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、発言中ですが、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」というふうに会議規則で定められておりますので、十分御留意ください。（「決算、決算」と呼ぶ者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 会議規則の内容をどう見るかというのは個人の判断にもよると思っています。

○議長（景山 浩君） いや、違います。

○議員（13番 真壁 容子君） この459件のうち、南部町でいう保育園問題で、例えば香川県が全町村挙げてこの子育て給付金に対しての見直しということを総務省に要請して、それに応えて一部改正が行われてきてるわけですよ。本来、地方自治体の財政に責任を持つ立場であれば、何が来ているか分からないではなくって、どういうところが本来国から来ている分が来ていないのだということで、それを抗議していくとかそういうことが町の姿勢であって、この地方交付税をどれだけ確保していくか、本当に来ているかどうかということは、私は町が責任を持って判断して国に言うべきことは言う。その中でどれぐらいの配分をしているのかと、あらゆるところに全課について、それを把握しておくというのは町の財政に責任を持つ一番の仕事だというふうに考えています。それをおろそかにした段階で、人口が減ったら公共料金を見直さなくてはいけない。半分住民に対して脅しにもなるようなこと言って、財政が危機だということを言うことは非常に無責任だということを指摘して、令和5年度の決算に反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。議案第49号、一般会計の決算については、賛成の立場から討論させていただきます。

総額82億9,400万、歳入が。歳出が80億6,900万の大きな決算でございました。その中で、いろいろお聞き取りいたしましたならば、各事業ごとでも執行率は埒田議員が言われましたように、70%以上がほとんどでございましたし、この中でも担当課は、この事業の目的

とか、根拠法令とか、中身も沿って、今後はこれをどのように展開するかということまで事業報告書にはきちっと書いてありました。これをもってすれば、来年度予算にもこの決算が十分に伝わるような内容でございました。そのように今回の決算については、本当に各課の課長さんはじめ、職員が事業に対して真剣に取り組まれた内容でございましたことを私は強く感じました。

その中でもるる反対意見がございましたが、給食費の無償化の件は、今後は、大事になると思いますけど、今、うちげも真壁議員が言われましたように、一般財源の80億の予算で40%が交付税で賄っていると。自主財源が少ない中でこれはなかなか厳しい。けども、可能性であるならば、県がこれを支援するならば、うちげもこれはできる可能性がありますので、また、今、子供さんが第3子でしたか、要は無償化してますけども、これも前の教育長の永江教育長のときからの懸案でして、多子のところには考えないけんって言われたのが、今頃これが実現するようになっております。

米作りの支援策についても、今回はイネカメムシとか、農業機械の支援とか、結構南部町でも頑張っておりました。これは成果があったと思いますし、今年も米も結構いいのが出ているようでございます。米価も少し上がっているようございまして、農家の方はちょっとだけでも潤ったんだないでしょうかと私は安堵しております。

農業問題にしてはそうですし、新規農業者の独立の云々ありましたが、このときにも担当課としては、その人に収支決算とかいろいろのシミュレーションをしながら支援策を講じておられますので、今後とも農業に対し、私も農業したいぐらいですので、頑張っておられると思いますし、これは手当てをしておられると思います。

住民の暮らし守るというのは、これは当たり前なこととして、この限られた財源の中で本当に今、頑張っておられます。それで特に地方創生事業とか、一定の評価をしておられました。私も評価しております。このように南部町は里山デザイン機構をはじめ、空き家対策等でほかの町にないような人が、特に若い世代が来ておられます。これはそれなりの私は成果が、今回の決算見てよく分かりました。

それで、会計年度の関係は、これは真壁議員が言われたように、格差是正で、その中で専門職の方にもやっぱりちょっとこれに合わせたほうが私はいいと思いますし、これは検討してもらえませんかでしょうかね。

それと保育園の問題、民間移管のほうが有利ということは、町長は最初、行財政で民間が有利って言われましたけど、町長は、あの保育園、特につくしですか、1000年単位、1000年云々であそこは2メートルか3メートル水が来たら危ないから統合しようということが発端でし

て、お金の面で民間がいいって言ったのは、あれは公共料金審議会でしたか、あれからの結果ですけれども、それで町がそのようになったって言えばそれまでですけれども、民間の給料が安いというのからこう言われましたが、そうでもないし、また地方交付税の話もありましたが、根拠が云々って言われましたけれども、この私もいろんな人へ聞きましたら、交付税ほど分からんっていうか、なかなか言うのはタブーみたいでして、財政需要額に対して収入額の相違が来ると、全額来るわけじゃないですね。いろんな面で相当額は出しているということでした。

今、真壁議員も言われましたように、確かに民間には公定価格がございます。公定価格がございまして、その価格によって民間の保育所にはきちっと運営費とか人件費とか入ってまいります。これが町立になれば、公立になれば交付税に含まれておりますので、そういうメニューはないという答弁でしたけれども、私やちが知るっていうか聞く、算定するには、その民間の公定価格を基準にしてやればやってやれんことはない。けれども、いろんなことで明確になるのが民間でございまして、その分あとは超過負担で出さないけんのは事実だと思いますが、それによっていろいろ精査してでもやっぱり民間のほうが、私の試算ですよ、若干有利な面がございます。

そういうことで、この我が町も交付税については頼っておりますが、交付税の中身を精査して云々っていうのはなかなか誰も難しいって言っておりました。私たちも、私も議員は今限りですけれども、これに関しては私も総務省に行っても聞きたいぐらいですけれども、その算定根拠で大きなのは、財政需要額対収入額の相違が、いろんな額の相当額は入れてるっていうことだけでございますので、それをこんだだけ来てるからそれをもっと分かるはず、出るはずだとか云々はできんし、今、真壁議員言われたどこの県だったかな、香川県。（「香川県」と呼ぶ者あり）香川県でそのようなことがあれば、うちげも検討してでももうちょっとちょうだいやということをお願いしたら入れてもいいと思いますけれども、今回の決算については本当に執行率もいいし、その中身も、目的と法令根拠も、次、来年度につなげるような決算の内容になっておりますので、これは賛成いたし、認定すべきだと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 9 時 4 7 分休憩

午前 9 時 4 7 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

11 番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今、公共料金審議会、あれは水道の値段のことだった。あれは公

共……（「行財政……」と呼ぶ者あり）行財政審議会でしたということを訂正させていただきます。

○議長（景山 浩君） ただいま訂正がありました。

これより、議案第49号、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第5 議案第50号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しました。

賛否、御意見ございましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。国保料が非常に高い。被保険者の実態に合っていない。構造的な問題と町独自の支援策等を考えるべきではないかという意見で反対。

賛成の理由でございます。確かに税は高いが、令和5年度決算では黒字となっている。いろいろな軽減をしながら国保会計を守っている。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の国保会計、第50号に反対します。

今回の国保、歳入総額13万5,992万8,161円、歳出13億2,934万2,601円、差引き2,158万5,560円の実質収支が上がっています。この総額で歳出約13億3,

000万で、南部町民の全体1,295世帯、これの健康保険の事業をしているという内容です。

委員会の中では税務課からこの国保世帯の状況を示す資料が2点出されました。一つは、所得階層別の世帯別の状況、もう一つは、滞納者の個別具体的な状況が出されてきました。これに目を通すと、やはり南部町では国保世帯、いわゆる低所得者が多く、ここへの負担が大きいということが数字からも見てとれてきました。

この13億3,000万の全体の中で、いわゆる保険税の調定額が2億1,311万円に対して収入が1億7,616万、不納欠損を151万して、収入未済が3,543万円に上っている。税とすれば非常に高い滞納の金額になっているわけですよ。この中を見れば滞納世帯65世帯、これはどういう状況の方々かということ、課が出してくれた資料を見たら、所得世帯が200万円以下の人たちが、世帯が65世帯中51世帯。何と8割近くが200万円以下の方々なんですよ。

町全体で見た場合、所得がゼロ円というのが318世帯あるわけです。資料では101万以下が478世帯、ワーキングプアのぎりぎりと言われてる200万、これ所得ですけども、が203万以下ですね、その間。293件で、全体1,295世帯のうち203万以下が1,089世帯、84%を占めると、こういう数字が実際に出てきています。

軽減世帯が、7割軽減が399世帯、5割世帯が257世帯、2割世帯が175世帯、合わせて831世帯。1,295世帯のうち831世帯が何らかの法定減免を受けているということです。これは法定減免なしで、通常の該当なしで払っている方464世帯と比べると約倍になってくるわけですよ。ということは、南部町においては国が決めて、町が決めた国保税に対しては高いと。世帯のうちの3分の2の方が法定減免を受けるという現状が出ているというのが実際なんです。

そしたら、保険税が幾らかということ、1人当たりが令和5年度では10万268円、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たりが10万超すわけですよ。世帯で見れば14万6,721円。これを委員会で審査して、結論見ても賛成する議員の皆さんは、国保というのは安定的に運営をしないといけない、どれもそう言うわけですよ。もちろん、安定するにこしたことはありませんが、私たちが保険屋でもないし、ましてサラ金屋でもないんですから、地方自治体の公共料金集める姿勢はどうあるべきか、住民の実態に即して町が適切にそれが、金額が決められていくか、この視点が立たなければ公共としての責任が果たせない。まして保険税というのは低所得者の命に関わることです。誰が好きこのんで滞納したいかですよ。

そういうことを考えたら、現状に即したら国保税は非常に高い。第一の責任は国にあると考えています。私たちは、国の段階でも国保税等について国庫負担を増やすように言っています。今

の政権党ではなかなか実現できそうにありませんが、しかし、それでももし国がしなければ町が何らかの手を打つしかない。私は、少なくとも国保税に何らかの形で一般財源を投入して、この1人当たりの国保税を引き下げる努力をすべきだということを訴えたいというふうに考えています。

それと、所得別、世帯別を見れば、家族の中でいらっしゃって国保税が1人だという方もいらっしゃるんですけども、国保の1人世帯というのは非常に多いわけですよ。そこについてもいわゆる負担を、世帯割と自分の人数割を掛けていって、これはちょっと酷な話だなということも数字を見ていて感じたわけです。そういう点でいえば、国保税の引下げはもう緊急の課題であるということを訴えて、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時56分休憩

.....

午前9時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど国保会計の討論のところで歳入総額を言い間違えました。

正確には13億5,092万8,161円、歳出については13億2,934万2,601円に訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論いたします。

令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は先ほども出ましたけども、歳入総額13億5,092万8,161円、歳出総額13億2,934万2,601円、歳入歳出差引額2,158万5,560円、そのうち繰越明許費繰越額が41万円ございますので、それを差し引いた実質収支額が2,117万5,560円の黒字でありました。

中身といたしましては、歳入におきましては、国民健康保険税の現年度分の収入済額が1億7,125万9円、前年度比864万3,961円の減、徴収率は96.93%、前年比0.03%の増、過年度分の収入済額は491万8,216円、前年度比133万8,294円の減、徴収率は13.49%、前年度比2.76%の減でございました。

一方、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費が8億5,914万9,724円、前年度比2,809万8,414円の増、一般被保険者高額療養費が1億5,202万3,987円、前年度比2,120万7,436円の増と、医療費がかなり伸びておりますが、基金からの繰入れはされておらず、健全な財政運営がなされたものと考えます。

なお、反対討論の議員さんが、国保税が高いということを常におっしゃいましたけれども、私も確かに国保税は高いと感じます。しかしながら、国保世帯の60%が7割、5割、2割の税の軽減を受けております。また、合併後にこの国保税を安く抑えるために基金からの繰入れを繰り返し、基金が底をついて一般会計から5,000万の繰入れを行ったような苦い経験もございます。私は堅実な財政運営を求めます。

以上のことから、私はこの決算については賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第6 議案第51号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛否、御意見ございましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の御意見です。高齢者が増えているので、会計に係る金額が増えるのは確かにそうだが、個人負担も増えている。昨年度と比較し、医療にかかる頻度は変わらないが、負担は増えている。対して年金は思うように上がらない。このような状況の中、反対する。

賛成の理由でございます。団塊の世代が後期高齢となり、分母が大きくなった。保険者もフレ

イル予防などに力を入れており、頑張っている。プラス会計にもなっているし、問題ないと考え、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対するものであります。

委員長報告でもありましたけれども、なかなか大変な会計ですけども、反対理由の一つに上げるのは、後期高齢社会が進みましたので、対象者が増えたということでもあります。国全体でもそうですけども、南部町でもやっぱり後期高齢者数が増えているということを確認したと思います。

それで、会計の中でいわゆる思うように対象者の人の保険料だけでは間に合いませんので、町会計からの繰入金があります。繰入金が5,172万円の繰入れがあります。これを見ますと、対象者からの保険料のうちの約50%近くは繰入金で賄っている状況であります。

私もこの後期高齢者になる被保険者ですけども、よく見ますと年金は思うように上がりません。それよりも下がる傾向があるという状況です。この会計に入っておられる方はほとんど年金暮らしの人で多くは占められていると思います。ですから、保険料に対してやはり年金が思うように上がらない、むしろ並行するか、あるいは下がっているような状況です。

そういう状況の中、やはり繰り入れして頑張っているわけですけども、いつか後期高齢者の保険の中から年齢を引き下げるといような状況もあったんです。私は、やはり何とか工夫をして、この会計を維持している現状でありますから、町としても繰入金が増えていることは十分理解しておりますけども、何とか負担を軽減することに力を入れていただきたい、このことを主張して反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 保険料が高いということでしょうけども、議員も御存じのとおり今、団塊世代がこれからどンドン後期高齢に移行していくという、そういう世の移ろいというか、そういう中にこの日本全体があると思います。その中で令和4年度、国のベースでちょっとお話ししますけど、後期高齢に係っている医療費というのは1兆8,000億円です。

そのうち税金、いわゆる公費で8兆円賄ってます。そして我々現役世代が約7兆円、残り3兆円がおじい様、おばあちゃんが御自分で保険料とか窓口負担で3兆4,000億円かな、払ってられるというような状況でございます。

さらに、厚生労働省の試算では来年度は、現役負担はさらに1兆円上乘せするというようなことで、そういう現状なんですけど、今のこの日本の後期高齢が高いのか安いのかというと、一体どこと比べてみたらいいのか私も悩みましたけど、日米同盟とかとよく言いますからアメリカとちょっと比べてみますと、アメリカはメディケアとかメディケイドといって、基本、自由診療というのがあるんですね。日本のようなこういう制度はありませんので、自分がお金を積み立ててお金払って、高い保険料払えば払うほど高いサービスが受けられる。逆にお金がない方は受けられない。あのコロナのときに多くの方が亡くなりましたよね、これ皆さん御存じだと思いますし、じゃあ、お隣の韓国ではどうかというと、韓国は1977年だったでしょうか、日本のまねをして医療保険制度というのをつくりました。自営業は自営業の地域医療保険、会社員が加入するのは職場医療保険、公務員さんが加入するのは公・教公団という制度です。今はこれが一体となって、韓国の話ですよ、一体となって低負担、低福祉と呼ばれる制度をつくっております。低負担というのは保険料が安いという意味で低負担なんだけど、サービスも低い。どういうことかということ、窓口負担が非常に高いということなんですね。

例えば韓国のおじいちゃんが町のお医者さんにかかった、ここら辺でいう何とかクリニックですね。窓口では3割、そして西伯病院のようなところのちょっと大きい病院に行くと4割、医大のようなところに行くと5割から6割を窓口で払わなければいけません。さらに、CTやMRI全額自己払い。日本のように、日本のおじいちゃん、おばあちゃん、原則1割なんですよ。このような制度はないんですよ。そして、さらに7割、5割、2割の軽減、これは国保と一緒に、そして何よりも高額医療システムも整ってますよね、日本は。

私の身内で悪いけど、頭開頭した手術、私の身内がしまして、数百万の請求がありました。でも、実際払ったのは8万円でした。これが高額医療システム、大変いい制度なんですよ。私は、この世の中でもこんないい制度はないと思ってます。ぜひこれは御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここで休憩を入れたと思います。再開は10時35分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時37分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第7 議案第52号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第52号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第52号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第52号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 議案第53号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛否、意見ございましたので、要点のみ御紹介します。まず、反対の理由でございます。一つ、公共料金であり、値下げを求めて反対する。一つ、不納欠損について、本会議において町民に対して説明を果たすべきである。

賛成の理由。一般会計からの繰出金が多い状況だが、これがなければ回らない状況。料金を下げると繰出金が増えるという悪循環になる。適正に決算ができており、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論いたします。

令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に、歳入で不納欠損額362万4,722円が計上されました。これだけ多額の不納欠損額があるにもかかわらず、執行部は議員からの質問があるまでこの説明をしようとしませんでした。この不納欠損額は後から出てきます議案第54号、浄化槽整備事業特別会計、議案第55号、公共下水道事業と3会計を合わせると1,154万24円にも及びます。不納欠損とは、何らかの事情により時効の中断が利かず、税金や分担金、負担金、使用料などが徴収できなくなることであります。これは町民の皆さんの間に払う人、払わない人と不公平が生じる状態となります。これだけの不納欠損額を計上するに当たり、執行部はまず本会議での決算の提示のときに、町の皆さんに対してこれだけの不納欠損額が出たというおわび、そして不納欠損の原因、内容、そしてこれからこのような不納欠損を出さないための執行部の取組をきちんと説明する責任があるのではないのでしょうか。反省を求めます。そして、私を含めて議員も不納欠損の前の段階である収入未済額を決算のたびに見逃していたことに

反省の必要がございます。

以上のことから、執行部及び議員に反省を求めるため、令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算にあえて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計の決算の認定については、賛成いたします。

先ほどありました今回の下水道使用料及び分担金における不納欠損処理については、私は税や公共料金の住民負担の公平性からいって行わないほうがいいと思います。住民にとって公共料金の負担、支払いは決して楽ではありません。それでも納期をしっかりと守って支払っています。また、たとえ少し支払いが遅れても、毎月の分納誓約を結んで完納に向けて決まった金額を支払っています。まず、ここを押さえてください。全町民の皆さんは税、公共料金を納期を守り、しっかりと支払っています。なので、基本は不納欠損を行うべきではないと私も考えます。

しかし、未納者が死亡したり、その相続人が分からない場合や、未納者と接触しようとしても全く居住場所が分からない、連絡が取れない、そのような場合は地方税法の規定により不納欠損を行うことができることになっております。徴収できる見込みのない使用料や分担金を不納欠損処分することは不本意ですが、やむを得ないと思います。

そして、予算決算常任委員会の中ではありましたが、建設課にこのことについて確認しました。私は、特に分担金、加入金について詳しく伺いました。農集の分担金の未納者は18人でありました。このうち既に農集に接続をしている人は4人、まだ未接続の人は、つないでいない人は14人、この未接続の公共ます、分担金の未納の公共ますですけども、この部分をしっかりと管理して、再度農集につなぐという申請が出た場合には、しっかりと加入金を徴収するという回答を得ました。また、同様に公共下水道も後半にあります。未納者は45人、未接続は33人と、農集と同じ管理をしているという説明を受けました。

今回、令和6年度から公営企業会計に移行するということから、この時期に合わせて正確な債権、未収金を企業会計に引き継ぐために行われた不納欠損であり、非常に残念な思いはありますが、やむを得ないと考えます。ただ、先ほど米澤議員が言われましたように、この委員会はもちろん、その中で審議をするわけですが、本会議での説明も必要であった、議員の認識も必要であるというふうに考えます。

以上のようなことから、この議案第53号の農集の決算については賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。（発言する者あり）

休憩します。

午前10時47分休憩

---

午前10時48分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

これより、議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

休憩します。

午前10時48分休憩

---

午前10時49分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

---

#### 日程第9 議案第54号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第54号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第54号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ありましたので、ポイントのみ御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。公共料金であり、値下げを求めて反対する。

賛成の理由でございます。農業集落排水と同じで料金引き下げたら会計が回らなくなるので、

賛成する。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。南部町浄化槽整備事業特別会計、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど委員長が反対の理由を述べましたとおり、この浄化槽整備事業特別会計は南部町にとって公共料金です。現在、物価高騰の中、公共料金は引き下げるべきだという立場から反対をしています。これがまず基本的な理由です。

それと、もう1点、今回、今年の5月に私のほうでアンケートを取りました。その結果、6割の方が物価が高い、生活が苦しくなった、こういう意見が寄せられています。また、現在、旧会見町のほうをいろいろ回って、多くの方から直接意見を聞いてます。そして、その中で、今回このアンケートに出てきた内容について説明したら、多くの方から賛同を得ています。そういったような理由から、この物価高騰対策、本来は国が行っている政策がもとになって現在の物価高騰に至っていますが、南部町ができる物価高騰対策としては公共料金を引き下げること、このことが一番重要であり、一番できるものだと思っております。

以上の理由から、今回、浄化槽整備事業特別会計、これは料金を引き下げること、そして物価高騰対策として行うべきこと、このことを理由として反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。この議案第54号に賛成いたします。

先ほど反対意見がありましたけども、この会計には一般会計からの繰入金として3,489万5,000円という大きなお金の繰入金を出しています。使用料収入は1,900万ということで、繰入金の約半分ぐらいが使用料収入です。ここをさらに金額を下げていけば非常にバランスが悪く、成り立たなくなってくるということを御理解いただきまして、もちろん誰も公共料金安いにこしたことはないんですけども、この会計を維持していくためには、この使用料というのは現時点ではまだこの物価高騰の中で安いほうではないかと非常に心配もしております。そういう

ことでなかなか料金の引下げはできないということで、現在のこの決算は適正にできているということで、賛成したいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第10 議案第55号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第55号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第55号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ありましたので、御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。公共料金であり、値下げを求めて反対する。

賛成の理由でございます。議案第53号、54号と同様に賛成する。

一つ、分担金未納について、未接続の場合については接続の際に分担金未納であることを指摘し、徴収する方向であることの明快な回答もあり、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案55号、南部町公共下水道事業特別会計、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

53号のときに発言ができませんでしたがけれども、基本的には反対の理由は同じです。公共下

水道事業、それから発言ができませんでした農業集落排水事業、どちらも基本的には公共料金であり、現在の物価高騰の中では公共料金として引き下げるべきだという立場から反対をしております。

また、先ほど述べました、現在、旧会見町を回り、多くの方から物価高騰について話をさせていただいております。そして、多くの方からやはり物価が高くなって生活が苦しくなった、このことについて賛同いただいております。やはり公共下水道事業は公共料金であり、引き下げるべきだという立場から反対をさせていただきます。

それと、もう1点、今回、53号、54号、55号、農業集落排水事業、浄化槽整備事業と、そして公共下水道事業、これら全て3つまとめて最終的に公営企業会計ということになります。今回、公営企業会計になっても一般会計からの繰入れが今までどおり行われること、このことを申し上げて反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。議案第55号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計の決算認定に賛成をいたします。

先ほどから言っておりますけども、この公共下水も一般会計からの繰入金で7,109万4,000円不足のお金が公共下水道、特別会計のほうに繰り出しとなっております。3つものの会計を合わせまして、全体で2億以上のお金が下水道関連に一般会計の繰入金となっております。

先ほどもありましたが、令和6年度から公営企業会計のほうに既に移っております。今回の公営企業会計は一部適用という扱いになっておりまして、今までのこの繰入金を継続して繰り入れて会計運営に当たっていると、先ほど加藤議員が言われましたけれども、そういう形で繰入金がないとなかなか成り立たない会計に現時点ではなっているということを御理解いただきまして、値下げにはなかなか難しいということで、それは決算についてはこのとおり賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

日程第 1 1 議案第 5 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 5 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 5 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第 1 2 議案第 5 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 5 7 号、令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 5 7 号、令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定についてを審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しております。

賛否、御意見ございましたので、御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。公共料

金であり、値下げを求めて反対する。

賛成の理由です。料金引下げについて財源を捻出するのにどうするのか。ただ料金を下げて赤字に転落するとか、経営悪化するのを座して待つのか。そうではなく使用した方が使用料をしっかりと支払う。料金引下げを継続するものではない。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。第57号、水道事業会計、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、水道事業会計ですけれども、令和3年の9月議会の決算のとき、このときに反対の理由の一つとして、令和5年度に水道料金の値上げを検討している、このことがあるので反対する、このことを述べさせていただきます。

今回、令和5年度ではこの値上げのことはありませんでしたので、この部分に関してはよかったというふうに思っておりますが、基本的には水道事業会計、水道料金そのものが公共料金であり、現在の物価高の中ではやはり引き下げるべきものだ、こういうふうに思っております。

また、先ほどからずっと述べておりますけれども、物価高騰で苦しくなった、この御意見をアンケートで6割寄せられています。そして、旧会見町を回ってこの話をすると多くの方から賛同を得られています。

また、今回の9月議会の一般質問で取り上げたが、しかし、町長のほうからは首を縦に振らなかった、こういったことも付け加えておりますが、やはりこのことに関しては引き続き求めてほしい、こういった意見や話を直接住民の方から聞いています。

水道料金に関しては公共料金であり、現在の物価高の中では町としてできる物価高騰対策の一つであり、引き下げるべきだ、この意見を述べさせていただきます、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三嶋義文君。

○議員（8番 三嶋 義文君） 8番、三嶋です。私は、議案第57号、令和5年度南部町水道事業会計決算に賛成いたします。

まず、令和5年度水道事業会計の水道使用料は、7月から11月分まで6か月間を経済対策として基本料金分を減免していただきました。これにより使用料収入は2,870万円の減収となりましたが、町民の皆さんには効果的な支援策だったと評価しております。

一方、支出を見ますと、電気代など、経費の高騰で動力費が増加しております。厳しい経営状況ではありましたが、使用料の減収分と経費の増加分を国の経済対策として交付金が入ったことで、何とか当年度純利益は1,724万3,000円の黒字決算となっております。

また、資本的収支では、毎年5,000万円の計画をしている老朽管の更新、耐震化工事は計画どおり西町の配水管552.3メートルが実施されましたが、これも西町全体の工事計画のうちはまだ20%にすぎません。西町だけでも5年がかかると考えております。水道は自然災害時に重要なライフラインです。将来起こり得る災害に備えるためにも、施設管路の更新をもっと早くして、安全と安心を確保してほしい事業だと思っています。

公共料金の引下げということをおっしゃいましたが、こういった管路の更新だとか、そういったことは大変重要な事業でありまして、起債も借りてでも進めていかなければなりません。また、減収分の補填財源も担保されない中で、料金の引下げや減免措置といったことを安易に継続していくべきではないと思っています。誰もが安いほうがいいと思いますけれども、将来のことを考えますと、そういったことは安定経営をするためにもできないんじゃないかというふうに思っています。

こうしたことから、令和5年度水道事業会計は経営努力の見える決算だと私は思いますので、賛成すべきと思います。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、令和5年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

### 日程第13 議案第58号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第58号、令和5年度南部町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第58号、令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第58号、令和5年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第14 議案第59号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第59号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第59号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第59号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決

いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第15 議案第60号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第61号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第61号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第61号、南部町国民健康保険条例の一部改正について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

御意見ありましたので、御紹介します。まず、反対の理由です。この条例の一部改正は、国が法律で決めた紙保険証を廃止することに対応する内容。マイナ保険証は任意であると言っておきながら、本来発行すべき紙保険証を強権的に廃止するというのは間違っている。明確に反対する。

賛成の理由でございます。紙保険証の代わりに資格確認書が発行されるため、紙ベースも残る。この改正については上位法で決まったことであり、追随するのが役割である。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対します。

中身については、議案に書いてある表現のところなんですけども、施行期日を見ても分かるように令和6年12月2日、これは何かというと紙保険証の廃止を実行するということになっている日です。

紙保険証をどうするかっていうことについては、今日、後ほど請願のところでも論議をしたいと思うのですが、この議案出してきた町に対してと、これを上が決めたことだから追随していくのがいいのだというこの議員の姿勢を批判して、反対しておきたいと思うんです。

一つには、いろいろ私は、紙保険証残すべきだと思ってるんですけども、マイナ保険証を持ちたい人は持ったらいいと思うんですよね。自由。便利だと思う人は持てばいいし。だけれども、委員長が説明してくれたように、最低限発行する責任があるんだから、紙保険証をなくす理由の一つもない。

南部町では町民生活課に聞き取りしたところ、どれだけのいわゆるマイナカードがあって、保険証にひもづけられているのかといたら、国保世帯の1,986人中1,293人、約65%、

これ少なくない数字ですよ。国が言ってるのは、全員だっていうけども、寝たきりの方もいらっしゃるし、本人の判断ができない段階でマイナカードを持たせるって、これは考えてもおかしなことであって、そういう意味でいえば、順調にいったら、別に紙保険証をやめさせて、早く早くマイナ保険証にせえというような必要はないのではないかってこの数字を見て思ったわけですよ。

それと、一番行政に対して言いたいのは、上位法が来たからこういうことをせざるを得ないといいますが、全国各地で紙保険証を残してほしいということは意見として上がっています。特に東北の6県かな、医療団体がこぞって反対をしています。非常に使いにくくなる、医療現場では大変だ。それと、いわゆる人権の立場からは弁護士会等も慎重にすべきだっていうこと言ってるわけですよ。自治体で見ても、本来誰にも保障しなければいけない紙保険証を廃止して資格確認書にさせる意味はどこにあるのか、このことをしっかり行政としてやっぱり国に言っていかななくてはいけないのではないかというふうに思うんです。そのことが一つ。

それと、議会の中でも、上から来たから仕方がないではなくって、本来の在り方として税金を払っている人が保険証を発行してもらえない、何で資格確認書になるのかという点については、住民の声を代弁してこのやり方はおかしいということを書いていくべきなのが本筋だというふうに考えています。

アンケートを取っても6割以上が紙保険証を残すべきだと言っている。紙保険証にマイナカードでひもづけをしに行くことができない人たちのことを考えたら、やはりこれはいわゆるマイナ保険証に統一するための弱者切捨てということになりかねない。こういうやり方については行政も含めて議会もやっぱりしっかりと意見出していくべきだという点から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この条例の一部改正案ということでございます。

先ほど真壁議員のほうからも健康保険証をなくすべきではないということでございます。なぜなくすのかというところが一番の今回のポイントになるのではないかと考えておりますけども、この条例案の背景にあるのが昨年、令和5年の6月でしたでしょうか、成立したマイナンバー法等の一部改正法という法律が成立したということになります。

では、この法律の背景というのは一体何だったのか、ここをちょっと皆さんで考えていただきたいんですけども、これは国のほうが今、進めておりますデータヘルス改革ということに尽きるんじゃないかと思えます。これは今の生産年齢人口、15歳から64歳の方々が急速にこれから

減っていく中で、健康寿命を延ばすことを目的として個人や医療機関がメディカル情報を上手に活用し、健康づくりに資することを目的とした法律です。つまり、長生きをしていつまでも元気で働いてほしい、そのためのメディカル情報を集約していきたいということが背景にあるわけですね。この法律は、任意ですから持ちたくないという方は別に持たなくてもいいですし、その方には資格確認書がこれまでどおり送られてきますね。

今の保険証というのは保険料を払っていますよという、いわゆる証明書というようなものですが、これからこのマイナンバーカードというのは、今後様々な機能を併せ持つ可能性があります。中でも、保険証機能では病院、薬局での使用だけでなく、マイナポータルも活用することでお薬情報やメディカル情報を併せ持つことも可能になりますし、さらに高額療養費の限度額を超える支払いの免除というところもあります。例えば私が出先、いわゆるどこにしましようか、東京等で事故に遭った場合、そこで救急車で搬送されますよね。そのときに私のIDカードから私のメディカル情報をその病院で確認していただいて、適切な処置を受けるということも可能になるのかと思っておりますので、この案については賛成をしたいと思っております。

もう1点だけちょっと付け足しておきたいんですが、この制度は今の短期保険証とか資格証というのが同時に廃止になってまいります。資格保険証というのは、1年以上滞納された方は病院に行くとき全額負担でというものです。これは特別医療費というちょっと名前が違うものに移行するんだそうで、これは滞納を減らしていこうという狙いがあるんだと思います。ぜひこれは賛成をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第62号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第62号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第62号、

令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）を審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛否、御意見ございましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。統合保育所整備事業について、長年の事業といいながら計画的でなく行き当たりばったりである。基本計画も出たが、規模が大き過ぎる。町長も見直す旨の発言をしているが、この基本計画に5,000万円かけている。転用手続きも含めて計画から見直すべきだ。

賛成の理由でございます。先日の能登豪雨災害を見たときに南部町もいつそのような状況になるか分からないと思った。特につくし保育園の建っているところは危険であると町長から説明を受けている。

一つ、さくら保育園の愛育会役員から本当は令和7年春に入れるはずだった、楽しみにしていた、議員の皆さん、どうか早く入れるようにしてほしいと話があった。これはぜひ進めていただきたい。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第62号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、私のほうで取ったアンケートに保育園の問題も含まれてます。そして、保育園の問題の中で回答いただいたのは3つに分かれました。賛成、反対、どちらともいえない、3・3・3の割合で分かれています。ただし、このときは今回、補正予算に出てきている保育園の建物、これの一体幾らかかるのか、また、図面、これが出ていない状態でのアンケートでした。

今回、旧会見町を回って話を聞く中で、この保育園の新たな問題、特にトータルの金額が現状で一体幾らなのか、またその金額に対してこれを最終的には無償貸与で伯耆の国にする、この説明を行いましたら、ほとんどの方がこのことには問題がある、こういうふうにはっきりとされています。

以上のことから、今回の補正予算、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 仲田司朗でございます。議案第62号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

9月21日に、石川県の能登半島を襲った記録的な大雨で多くの河川が氾濫した今回の被害について、私はこの南部町でも起こり得ると思っておるところでございます。線状降水帯による豪雨災害に見舞われた石川県の能登地方、元日の大地震からの復興を目指していた矢先の豪雨で23もの河川が氾濫し、これまでに7名が死亡、お二人が行方不明、負傷者が12名となっております。仮に同じ規模の雨が降った場合、南部町を流れる法勝寺川及び小松谷川は果たして耐えられるでしょうか。

私が住んでいる境地区では2006年、平成18年ですが、7月の梅雨前線豪雨や、2011年、平成23年9月の台風12号で内水氾濫被害が発生し、床上5戸、床下6戸の被害がありました。今回の被害は、一気に水位が上がってあふれる危険性があり、むしろ能登の川よりも大きいのではないかと私は思っています。そのためにも保護者や子供たちの願いであるつくし保育園を統合保育園として一日も早く移転し、子供たちが安心して安全な保育ができるようにさせてやりたいと私は思っているところでございます。

また、日本経済新聞の調査では物価の上昇率が23か月連続で2%以上となっています。日本の物やサービスの価格動向を映す消費者物価指数、生鮮食料品は除きますが、最新の2月に前年同月と比べて2.8%上がりました。食品や宿泊料の伸びも目立ちます。日銀は2%を目標としており、現状は23か月連続で、2%以上で推移していますと日本経済新聞の統計で解説しております。

賃金も上がり、いろいろな消費関連物質が高騰すれば、おのずと公共工事の建設費も当初予定した金額より増額せざるを得ないと考えます。よって、補正予算は今回妥当と考え、私は賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対をいたします。

今回の補正は……（サイレン吹鳴）4億800万円、そのうち保育園の整備事業に2億1,100万円、あとそれに付随する道路拡張事業で建設課のほうから8,000万、約3億円、4億800万のうち3億円近くが保育園の統合事業に使われていると、そういう補正予算が上がってきたわけですよ。

一つには、委員会でもちょっと計画、無計画なんじゃないかって言わせていただいたんですけど

れども、町長は当初、町が建てたら全く補助金が来ないから民間でたほうがいいのだと、補助金が来るからって言ったんですね。ところが、途中でいや、そうじゃなくって、補助金の間違いがあったので、よく計算し直したら町が建てたほうが安上がりになるんだって言ったんですね。そうでしたよね。だから、昨年でしたっけ、審議会開き直して無償貸与に切り替えたということなんですけれども、当初から分かっていたのは、民間は確かに建設費補助っていう名前で補助金が来ますけれども、町、公立が建てた場合は、補助金は来ないけれども、民間では使えない事業債っていうのがあるわけですよ、後ほど交付税算入されるという。この説明をしないで、全く民間で建てたほうが有利なんだって言ってたわけですよ。この民間と町が建てて、お金の差が、町が建てるほうが有利だっていうことになったという、比べるのはね。民間は普通、建てたら自分で借金をしてそれを返していくわけですよ。福祉施設ですからその補助金はありますけれども、それはもう分かっていたよね。1億ちょっとしか来んのですよ、120人規模ではね。今の段階ではっていうのが分かっていたよね。それを最初の段階でもう民間が建ててもその借金を全額町が負担していくということだったんですよ。そういうところを比べて、どっちにしたって町が全額出してしまうだけけれども、出し方によって少しだけ町が建てたほうが高いんだって説明してきて今回変えたわけですよ。これも非常に補助金が間違っていて、やるときに、建設費をどう見るかということと、町の建設事業に対して補助金は来ないけれども、事業債での交付税の算入があるということも説明しないで、審議会に全く違うんですよっていうのは非常に不誠実であると同時に、不正確ですよ。

今回、これ見ましたら、2億幾らのうち保育所整備事業債（公共施設等適正管理推進事業債）っていうのを使うって書いてあるんですよ。これ本当にこの今のままの計画で使えとお考えですか。この管理計画の中で出てきた、これ事業債なんですけれども、条件がありますよね。何の条件かっていったら、長寿命化したりとか建て直す。特に建て直すに当たっては面積の縮小を言ってるわけですよ。以前よりも縮小して経費がかからないようにするためにこの事業債を適用しましょうと言ってるんですよ。今回の基本計画、保育園1,988平米ですよ。その中身は、以前にも言ったつくし保育園の面積が今、120人で988平米、さくら保育園が90人規模で813平米、合わせても1,800平米ですよ。これよりも100平米以上も大きくなるんですよ。私、一回国に聞いてみたいんですよ。管理事業債で面積の縮小を言ってるんだから、これ対象になるのかって聞いてみたいですね。そういうところもきちっと対応しているのかどうか分かりませんが、そこができると。今度もっと負担が来るわけですよ。町長、笑って聞いておりますけども、もしそれであればこういうこときちっと議会で、委員会で説明して、こういう

起債の仕方は妥当なんだってということも言ってほしいと思うんですよ。

一つには、さっき言ったみたいに今回の2億幾らですけども、この建物を建てるに当たって造成をすと言ってきていて、その造成費です。そのときに計画、平面図が出されて、議員からもいっぱい意見が出たのは規模の大きさなんですよ。1,988平米というのはどういう建物かという、中が空洞になったドーナツ型で、長いほうの長さが77メートルを越すという幅ですよ。奥行きが40メートルですよ。中には20平米を越すレストランも造っています。ほかの議員からも一体誰がこの計画を、どのような計画、誰の意見でしたのかという意見も出たんですよ。町長は、この中で基本計画も変えないといけないというんですけども、子育て支援課が出してくれた、これに当たって、建設に当たって保護者の意見を聞きたいというのが7月でしたっけ、行われているんですね。そこを見たら、両方の保護者会長、それから監査、人権推進委員、なぜこういう方々選ばれる、分からないんですけども、それと伯耆の国が入っているわけですよ。議事録を見とったら、伯耆の国どう言ってるかという、新しい保育園では自分の、子供の保育室で食事を取るとは考えていない。レストランだと言ってるんですよ。それ読んで、ああ、そうか、伯耆の国からこういう意見が出たのかなと思ったんですね。

町長、私は、町にしっかりとっておきたいのは、町は建てて無償で貸与して民間に移管すると、こういうふうには言っています。まだ議決もしていないし、その案も出てきていない段階でも公私連携協定を結ぶとなれば、そこと話ししていいのだと言っています。その伺い書のようなものも資料で出してもらいましたが、なぜ公私連携で伯耆の国に決めたのかということ、理由は2つでしたですよ。伯耆の国が保育園の国の基準に合ってるということと、もう一つは、長年の安定してきた運営だと、この2つで、法的に何の根拠も、法的に根拠はないから、そこを公私連携協定で結んで話し合いするんだって言ってるんですね。これが本当に公平性を担保してるのかといえば、私は著しく欠けてるというふうに考えています。なぜならば、国の基準で保育園として成り立ってる、こんなも当たり前のことですよ、無認可でするわけじゃないし。

それと、2つ目の安定してやってきたかということを考えたら、伯耆の国の十数年間、保育士も頑張っています。しかし、何が合ったかということ、5年目でしたっけ、10名を越す保育士の大量退職ですよ、新聞記事にもなりました。そこで書かれたのが、保育士の給料が低って書かれたわけですよ。それをなかなか認めようとしなない中でも、1人当たり320万って言ったり、390万円に上げてきた経過がありますが、民営化、指定管理をしている相手の保育士の給与等も、出してくれと言っても全額町でやったら出していない法人なんです。そういうところが、本当に住民に安心して、無償で貸与して民間に移管させるということの根拠になるかという点で

例えば、非常に浅いとしか言いようがないんです。そういう点でいえば、まず、建物に当たって、もうまず民営化ありきでそこの方と一緒に、お金も出さないところが一緒にやってきて、どんどんどんどん規模の大きいものを建ててその言うことを聞きながらやっていくというのは非常に偏った在り方ではないか。ちゃんと町としても考え方を持っていくべきだっていうことを指摘しておきたいと思います。

それと、やはりこの出してきた方に乗ったら、計算したら町長も、課もお認めになったように、1平米当たり湯梨浜で見たら61万7,000円ですか、町長は62万っておっしゃったんですけど、それで計算すると建物の総事業費が約12億円になる、このままでは。今までの経過では土地造成と道路拡張等合わせたら5億円近くかかって、総額17億円かかる事業になりかねないんですよ。古い2つの面積をも広いような大きな建物を、住民のほとんどが納得してない場所に建てて、それを無償で民間の保育園に貸与していく、このどこに保育の向上とか、保育の質の改善がうたわれてるんですか。もう納得しようがない。民間移管というのは御存じのように、人件費の削減ですよ。本来、こういうことはあってはならんことだと考えています。

少なくとも私たちは直営に戻すべきだと思っていますが、少なくとも今の段階維持しながら町立で、もし伯耆の国と話合って今すぐ直営にするということが難しいのであれば、指定管理のままでも私はあり得ることかと思うんですけども、少なくとも民間に移管するということについてはやめるべきだということを厳しく指摘しておきたいと思います。

同時に、その前に戻って、この保育園の民間移管は、言ってみれば根拠がない分なんですよ。だから、今まで210人の規模だった保育園をやめて、120人で90人も定員下ろしてるのに、それより大きな保育園建ててくるというような、普通考えられないような計画が出てくるはずがないんです、お金のことを考えとったら。そもそも最初から1億2,300万という金額が公営より私立に渡したほうが有利だっていうんですよ、ここまで建設費上げといてですよ。そういうことを考えたら、あなた方の資料では1億2,300万ではないですけども、1年で5,000万の差っていうのなんか簡単に解消できるじゃないですか。もう一回言うように5,000万を保育士の給料に充てたらそれが地域で循環するんですよ。

そういうこと考えたら、今回の保育園の統廃合、民間移管は住民の合意ではない。建設的な、金銭的なことを考えても、保育の質の向上を考えても見直すべきだということを言って反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この一般会計補正予算、6年度の、賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、今回の補正予算については、統合保育所整備事業で2億1,100万、それから道路の拡張工事で8,000万ということになっています。これは急に降って湧いたものではなくて、ちゃんと計画が組んでありました。6年度の予算があったときに、6年度の計画として用地測量、建設設計、進入町道拡張工事、土地の取得、土地造成工事、あとは文化財の調査です。今回の補正については、農地転用がある程度目星がついたので、これを予算をつけなくちゃいけない。早くできてれば、もっと早く予算もついていたということだったというふうに説明も受けています。

そして、民間移管の保育園の運営についてですけど、これまでも今の指定管理よりはもっと明朗会計になっていく、また、町からの支援金のほうも明瞭になり、今までやっていた中よりは多分安く上がるだろうというようなことの説明も受けています。亀尾議員は、これまでもずっと学校、保育園の給食の無償化を訴えられてきました。これが、お金が5,000万要るところがある程度下がっていけば、そういった子供、子育て、保護者の方の支援に持っていける財源ができる。これまではやりたかったけど財源がなかったから、つい国の責任だということで今まで答弁が続いていましたけれど、もし運営費が保育園に対する、安くなればその辺にも持っていける可能性が出てくるというふうに思います。南部町は、子供・子育てに対して手厚く行われている。周辺の市町村から比べれば手厚い対応だというふうに、評判はいいというふうに思っています。

そして、ちょっと討論外れますけど、さっきから公共料金の引下げということも出ていました。私から聞いてると、今さえよければ南部町の将来はどうでもいいというふうにしか聞こえてきません。今の公共料金を少しでも長く続けること、将来にツケ回しをしないことが大切ですし、統合保育園の必要性は、これは早期に建設をし、予定どおりの令和8年度からは子供たちを受け入れることができるということをしていく。白川議員も言っていました。保護者の方は、早く保育園を造って、早くそこで保育をしてほしいという希望が大きく出ています。そういった面から、保育園については早く造るための行動を取っていただきたいということを申し上げて、私の賛成討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） 発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 8 議案第 6 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 8、議案第 6 3 号、令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 6 3 号、令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 3 号、令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 9 議案第 6 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 9、議案第 6 4 号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 6 4 号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める

協議についてを審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛否、御意見ございましたので、御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。当協議は既に内容が決まっているため、事務的なものとしての協議しか残っていない。こういうやり方でいいのかということを経験から思っている。

一つ、人口が減っていく中、将来のことを考えたら、町村で話し合い、規模が小さく、環境問題に耐えられるものを模索すべきであるのではないかということです。

賛成の御意見です。この方法が経費的に一番安いやり方である。し尿処理は必須であり、どこかで受けてもらわなければならない。思案した結果、コスト面から議案の内容が一番有利と判断して、賛成すべき。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の64号について反対の意見です。反対意見を先ほど委員長が2つにまとめてくれて報告されたとおりです。

一つは、いわゆる組合のようなところで、特に西部広域等の協議についてはこれまでもあったのですけれども、協議について各構成市町村に諮るといふことの仕組みといふことは理解できるのですけれども、往々にして出てくる内容は、もう既に方向を決めて、あとは事務的な手続をいくというところがほとんどで、そしたら議会でそういうことは提案、協議が出て、このことについてどういう意見を上げていくとか、どう考えるかっていうことがほとんど反映されてこないというのが仕組みになっているようにずっと思っていました。

そういう点から見たら、西部広域等が各町村に関わるような重大な話を決めるときは、この協議についての中身が、そのことをどうするか。例えばこういう方法があるからどうでしょうかということも含めてするのであればいいのですけれども、もう結論として出ているという点については甚だ、民主的な運営という点でいえば、やっぱり一番大きなところの意見を聞くしかないのかなということになっているのではないかという点から、一つ疑問として反対をするというものが一つです。

もう一つは、町民生活課から求めていた概算建設費について出していただきました。これを見る限り多くの議員は、やはり単独でしたら19億円ですね、それもし米子から外れたら日吉津、

大山、南部、伯耆でこれを負担しないとイケない。ところが、米子に行くとなれば、いわゆる16億だけれども、補助金が半分の、来て8億に減って、それを米子とみんなに分け合うのだと、だから安くつくと、こういうふうになっているわけです。

なるほど、財政的に見たらそうだと思うんですけども、このし尿及び浄化槽をどうするかという問題、ごみをどうするかという問題では、私はここ数十年で非常に変わってくるのではないかとこのように思っているわけです。環境問題も含め、CO<sub>2</sub>の排出問題等を見た場合、ごみ処理やこのし尿の在り方についても変わってくるし、今、日本では広域化が進められているけれども、この広域化がどのようにしていくのかということも、本当に広域化でいいのかということも必ず課題になってくるというふうに考えています。そうした場合、今、近隣では、ここを見たら日野郡3町が入っていないわけですよ。日野は3町でこれをやってるわけですよ。私たちのような小さな町とすればここを参考にしながら、どういう形がいいのか、将来にわたってこのし尿及び浄化槽が有効活用できる可能性もないわけではないんですよ。そういうことを本来考えていくのが、私は政治の役目ではないかと思っているわけです。

そういう意味でいえば、これは令和13年、令和13年というのは御存じのように西部広域が大きなごみ処理場計画持っているんです。私はそこも、令和13年と聞いたときに、ああ、なるほど、全て広域化だなと思うんですけども、必ずこの見直しがなされてくるのではないかとこのことを考えた場合、もう少し町とすれば幅広く持って、近隣の伯耆町や大山町とも話し合いながら、どういう方法が、今後について模索していくということが求められているのではないかとこのことを指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第64号です。米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に関する、いわゆる汚泥処理ということで、これに賛成する討論でございます。

いわゆるバキュームカー、大分少なくなりましたが、バキュームカーが運んでいくし尿、それから浄化槽、処理場の汚泥、これを処分してもらうところということで、以前は淀江に白浜処理場というのがありました。もちろん西部広域の運営で我々の、先ほど言われました西部の日野郡を除く町村が加入してそこに運んでいました。そこが老朽化といいますか、白浜がなくなって、今、米子市のところに西部広域のし尿処理場があるわけです。それが経年劣化で古くなって使えないということで、もともと西部広域の中でそういうし尿処理、浄化槽の汚泥処理をやっているというそういう経過の中で、今回、西部広域の処理場の横にある米子市の処理場を使っ

てそこに搬入をしていくということであって、これはだんだんいわゆるバキュームカーのくみ取りの分というのは少なくはなってきましたけども、浄化槽の汚泥処理とか、決して生活に欠かせないその処理が必要なものですから、やはり現時点で西部広域の処理場の隣にある米子市のそのし尿処理の処理場を使わせていただいたほうが町の負担、コスト比較をしたらこれがベストという結論でございますので、何ら反対する理由はないと、経費の安いこちらのほうに運ばせていただくように協議を進めていただいて、事業を進めていただくということがよいと思います。

以上の考えから賛成します。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第64号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第20 議案第65号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しました。

賛否、御意見ありますので、御紹介します。まず、反対の理由でございます。改正内容を見ると健康保険証をやめて資格確認書が発行されるということ、結局マイナンバーを普及させたいということが目的である。そういう点で反対する。

賛成の理由でございます。確かに高齢者の方は大変になるが、我々もタブレットを1年間使ってきた。紙がなくなっていく変換のときである。それを乗り越えないとIT化が進まない。次世代に向けて当たり前前の行動だと思う。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてとなってるんですけど、確かにこれ見ますと改正前と改正後、本当に文言はちょっと僅かなんですけども、結論とすればいわゆる今まで紙媒体だったのを今度はマイナンバーカードでやるんだということなんですわね。

私は、新聞報道なんか見ますと、結構トラブルがあるみたいですね。医療の受付の窓口であるみたいなんです。特にひどいのは、千葉県が非常にひどいと載ってました。パーセントでいうと全体の中の68%がトラブルがあるということが載っておりました。

私は、本当に便利になることはいいことだと思うんですけど、特に私もそうなんですけど、後期高齢者なんですけども、この今のデジタルの時代になかなかついていけないんですよ。そういうことであれば、やっぱり紙を廃止する、12月2日から廃止になるらしいんですけども、私自身なかなかついていけないと思っております。

先ほども述べましたが、窓口でトラブルがあるということは結構多いということなんですわね。私は以前のようにやっぱり紙で、ちゃんとカードだなくて紙で、やっぱり窓口で、それで資格を得るとというのが一番だと思うんです。

私は特になんですけど、自分の手元から離れるとどこへやったんだろうかって右往左往しております。毎日です、朝から晩まで。そういう状況ですので、特にカードになった場合、落とした場合、保険証の紙の場合は、ああ、住所でどこどこで、名前はあれで、何歳かということは分かるんですけども、カードになりますと全部自分の一切の情報が入ってるわけなんですわ。別に拾った人が全部悪に使うということはないと思うんですけども、しかし、その危険も若干あります。身ぐるみ剥がされて、自分のプライバシーが分かるわけなんですわ。

だからそういうことじゃなくて、やっぱり若い人はついていかれるかもしれませんが、一定の年を取りますと捜し物に苦労するような状況です。もし間違っただカードを紛失した、そうい

う場合には自分のプライバシーが全部分かるということになるんですから、やっぱりこれはこの規約改悪だなくて、従来どおり今のように紙で、窓口で資格を得ることをやっていただきたい、このことを言うわけなんです。12月2日から廃止になるということなんで、非常に私も危険に感じているところです。ぜひ続けていただきたい、これが私の願いです。以上をもって反対討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埒田光雄君。

○議員（1番 埒田 光雄君） 1番、埒田光雄です。議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、賛成の立場から討論させていただきます。

これは規約の一部を改正するものです。内容としましては、被保険者証及び資格証明書の文字を資格確認書等に変更するものです。国の方針により、鳥取県の後期高齢者医療広域連合の規約も変更する必要があると考えますので、議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 請願第6号

○議長（景山 浩君） 日程第21、請願第6号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 当委員会が預かっておりましたのは、請願第6号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願でございます。

審査の結果、賛成少数で不採択と決しております。

この審査に当たり、この制度そのものが複雑であったことから、担当課、渡邊課長より補足説明をしていただき、その後に全委員より意見、所感を述べていただき、また委員同士の質疑応答

も許可をしました。その結果、採択すべしという理由、または不採択とする理由、それぞれ出てきましたので、付け加えたいと思います。

まず、採択すべしという方の理由ですけれども、保険証を廃止すべきじゃないということの一番の問題は、法律に基づいてマイナンバーカードを申請するかしないかは任意であるということ。申請しない者はマイナンバーカードを持っておらず、このことに問題はない。申請しない人のために保険証を残すのは普通のこと。任意であるにもかかわらず、申請しない人から保険証を取り上げる道理がないという理由でございました。

不採択とする理由は、新たな保険証の発行はされなくなるが、マイナンバーカードを持たない人には少なくとも5年間は資格確認書が発行されるため、医療を受ける体制は整う。マイナンバーカードにより治療歴や薬の処方歴が分かるため、適切な医療を受けることができるなど、メリットが大きい。紙の保険証を維持するとなるとマイナンバーカードへの移行が進まない。マイナンバーカードがあれば病歴、処方歴が分かり、命を助けるという点でスピーディーな対応が可能となる。全国民が持っていたほうがよいというような意見がありましたので、付して報告をいたします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ですね。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回、反対の意見の中で保険証の代わりに資格確認書が発行されるのでいいという意見と、それからマイナ保険証は任意であるという問題点とは別に新たにできるマイナ保険証のほうが、これが利便性がある、もしくは病歴等々、その他もろもろ確認することができるっていうふうな意見があって、それで最終的には不採択になったということだったんですけれども、もともとはこの請願の理由っていうのは紙の保険証をなぜ廃止するのか、廃止するべきではないっていう、そのところが問われている内容だったと思います。その中で、今回反対の意見で出てきているマイナ保険証のほうがいろいろ使い勝手がある、それから病歴その他もろもろ確認することができる、こういった意見はそもそも請願になっている根本的な理由ではないのではないかと思います、その点について検証というようなことはされなかったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 投げた直球に対して私の苦手な変化球で返してこられた、これ大変いい質疑だと思いますよ。

私、先ほども述べましたけど、全委員に意見、所感を述べてもらいながら、委員同士で質疑、討論をしてもらって、この内容というのは大変多うございます。その中で、委員長としてこれはちょっと要約になりますけど、今、加藤議員が言われたポイントですよ、そこはこういうことだったのではないかと考えておりますが、まず採択すべしと言われた委員の中にこういう言葉が出てきます。申請しない者はマイナンバーカードを持っていない。持っていないことが大前提の法律ですという言葉が出てきます。

ところが、不採択すべしという方は、今度はこういうふうに言うんですよ。いいですか、加藤さん。この法律は昨年6月に成立をして、1年6か月後に始まるわけですけども、このマイナンバー法等の一部改正法というのは先ほども少しありましたけど、健康保険証を廃止するという前提でつくられています。つまり、この法律の見方、いわゆる一つの山だとすると、右から見る方と左から見る方で見え方が違うというところで議論の一致点ができていないのかなと、そういうふうに思っておりました、委員長として。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対で、この請願書を皆さんと御一緒に国会に上げたいという立場です。

この請願は、民商並びに米子医療生活協同組合から出ていて、私が紹介議員として出させていただいております。委員会での結果は少数で不採択ということになりました。

先日、こういうことが議会にかかっているんですよということを話していた方から、いわゆる事業者ですよ、特養、グループホームの事業者、知り合いの方からこういうのが来ました。保険証のデジタル化、私たち施設の入居者にも適用するのは無理があると思います。カードを預かるのは個人情報の関係から無理があると思うんですけど、じゃあ、病院行くときどうすればいいのか、非常に困っていると、こういうのが入ってきたわけですよ。

これはマスコミ等でも言われていまして、特に先ほどの後期高齢者もあったんですけども、高齢者が自分の判断でカードを持ちたいとか、そういうことができない方々、この請願でいえばどう書いてあるかということ、マイナンバーカードの申請や取得、管理、利用に困難を抱える人たち

が公的医療から遠ざけられる危険があるというふうに言ってるわけですよ。

今回の私がこの請願に紹介議員としてした第一は、本来、マイナンバー法にもマイナンバーカードは申請に基づき個人番号カードを発行すると書いてある。これが今も生きているし、マイナンバーカード法の原則なんですよ。そこを変えてるわけじゃないんですよ。とすれば、住民は赤ちゃんから寝たきりのお年寄りまで国民健康保険に加入していれば、国保料ないしは国保税として払う義務があるわけですよ。その義務を課すということはどういうことかということ、保険者は保険証発行しないといけないんですよ。だからもうこれ大原則なんですよ。

何回も言うように、マイナカード持ってこのほうが便利だよと思う人は、自分も使ってほかにも勧めていったらいいと思うんですよ。持つのは自由。ただ、その人たちの声を代弁して、本来、公平で、公正で、税金を払ってる人に同じような条件を付さなければいけないのに、廃止する必要がどこにあるのかっていうのが、これが世論として大きくあっていまだに6割以上が反対してるという内容ですよ。

一つは、法的にはあまりにも無理があるという問題と、2つ目にはその影響があまりにも大きいし、その大きい影響をどこに与えるかということ、いわゆる社会的弱者に与えてることなんですよ。例えば最近でも、昔は全障連って言ってたんですけど、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、障がい者団体では最大の日本での全国連絡協議会ですよ。ここが明確にやめてくれって言うんですよ。障がい者の声を紹介しながら、自分がこれを使うには無理があると、こういう声が上がっているにもかかわらず、本来、なべて社会的弱者を中心にして考えないといけない行政や、議会や、そういうところがそういう声を置き去りにして、便利だからこっちのほうがいい、自分ができるからいいと決めていいのか。私は、少なくともマイナンバーカードに賛成してる方々でもこれは同意できると思っていた事項でもあるんですよ。あまりにも弱者切捨てという立場でいえば、法的にも問題があるようなことをやるのはひどい内容ではないかと、こういうふうにならざるを得ないわけですよ。それが2つ目。

3つ目、9月25日でしたっけ、全国的に東京新聞も書きましたし、スマホなんかでも出てきて炎上しているのですが、これを決めた2年前ですよ、デジタル大臣が廃止しますよと言ったんですけども、その当時ですらどう書いてあるかということ、原則廃止を目指すけれども、加入者から申請あった場合は保険証発行する、これがずっと生きとったわけですよ。ところが、デジタル大臣が言った廃止をいつどのようにどういう理由で決めるかという議事録が一切ないということが、これ明らかになったじゃないですか。2年前からこういうこと言っておきながら、急に去年でしたね、法律で決まったんですけど、それまでの議事録が一切ない。これで法治国家と言

えるのかっていうのが今、言われていることですよね。そう考えたら、まともに論議した内容ではないということです。少なくとも厚生労働省は、デジタル大臣が言ってるその後の会議でも紙保険証なくすなんてこと一切協議してなかったっていうことが出ていますからね。こういうふうな本来手続も経ずにやったことやから、中身が法律や憲法からも外れてきているということなんです。それを声を上げていくのが私は地方行政や地方議会ではないかと思うんですよ。それを資格確認書が発行できるからいいのではないかと。資格確認書というのは御存じのように短期保険証でもなく、1年間保険料・税を払っていなかったら保険証を取り上げて、資格確認書というのは10割払わないといけないんですよ。今回の場合は保険証と同じようにすると言っていますが、そういうものが資格確認書なんです。

それで、先ほどの論議の、前の議案の論議では、このマイナ保険証ができれば滞納がなくなる、これも事実と違いますよね。私は、滞納で短期保険証や資格確認書が発行するのは賛成ではないんですけども、今、手を打とうと思ったら紙保険証を6か月に限定したり、3か月に限定したり、1か月に限定して納付相談を受けるというシステムで動いてるんですよ。これマイナ保険証だったらどうするんですか、滞納になった場合。即中断ですよ。このことがどんなに滞納を生んできて、保険から外されてくる人が多いかということを想像したら、紙保険証は残さないといけないというのがどうしても出てくるはずなんです。

御存じのように、今、厚生労働省どう言ってますか。マイナ保険証になっても国民健康保険証、紙の保険証捨てたらいけませんよ、行くとき一緒に持って行ってくださいって言ってるんですよ。なぜかというマイナ保険証ではトラブルがしょっちゅう起こってるからですよ。そのときにどうするかというと、マイナ保険証でできないので、保険証持っていますかって聞いて、保険証を見てから医療にかかるということが全国的に増えているから、今、厚生労働省はマイナ保険証と一緒に健康保険証持って歩きなさいよって言ってるんですよ。

それと、もう一つ明確なのは、マイナ保険証が出てもそこにはA4判の紙1枚が行くって言ってましたよね。情報提供してる内容を書いてあるもんなんです。そんなもん持たせる必要ないかと思えますけども、それくらいマイナ保険証というのは普及したとはいえ、手続等でトラブルが起こってるということなんです。

これは私はいいと思いませんけれども、そういう中でマイナ保険証のこれやめさせたのどうしたらいいかっていったら、多くの方々が今度のマイナ保険証の手続するときやめたらいいんだっていうことがあったら、参加しない運動とか起こってるわけですね。決して私は、これはいいと思わないけども、そういうとこに追い込むような施策は取るべきじゃないですよ、国が。

考えた場合、私は、これを不採択とした議員の皆さんに言いたいのは、少しでもいいからこれを使えない、マイナンバーカード申請できない人のことを考えてみてほしいと、南部町もいらっしやるわけですよ。そういうことを考えたときに、決してこれを、マイナ保険証に敵対するものでも何でもなし、紙の保険証を残してくれというだけなんです。そこを重々御理解いただきまして、委員会と立場は変わってもいいと思いますので、ぜひとも賛成していただきたく、お願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。今、るる反対、この請願に賛成の方が言われましたが、私も高齢者の母親を見ております。私のその母親ですけども、マイナカード作ってありません。97歳もなる人をようそういうとこなかなか連れていかれない。けども、一番大事なものは、確かに法の改正によってこう決まりましたけども、この私が見ているおばあさんが、これがないので診察ができないのか、治療ができないのかってというのが一番大事なことでして、なくても、申請しなくても、資格確認書ですか、それを送ってくると、これをもって保険証と同じように病院で治療ができると。私は、その当事者の高齢者や障がい者の方がいろんな都合でマイナ保険証持たなくても堂々と治療ができる状態を国は保障して、それをもって作るようにしております。だから、この件に関しては、一番大事なものは利用者の視点から見て今までどおりできていうことですので、この陳情には反対いたします。（「請願」と呼ぶ者あり）請願でございました。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。委員長報告に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、この請願の一番の主旨は紙の保険証を廃止しないでほしいということになってます。あくまでも紙の保険証の廃止っていうことになってますけれども、この大本の問題はマイナンバーカードから始まっています。マイナンバーカードを国が任意で国民に対して作ること、これを求めました。ところが、全くこれに関して普及が進みません。そこで国が取ったのが、一番最初にまず有名タレントを使ってテレビとか新聞で宣伝をどんどん流しました。ところが、これもやっぱりほとんど普及が進みません。その次に取ったのがマイナンバーカードと銀行の証券、銀行とこれをひもづけにしたら、その場合ポイントを出しましょう、これである程度広がりました。しか

し、それでもやっぱり普及がほとんど進んでいません。そして、3番目に出てきたのが今回のマイナンバーカードと保険証を一緒にする、そしてそれと一緒に出てきたのが紙の保険証を廃止するっていう話です。

これ一連の流れから見たら分かるように、マイナンバーカードを普及させるためだけで今回の紙の保険証の廃止っていうのが出てきてます。なので、一番最初、マイナンバーカードが任意である、そしてマイナ保険証も任意であるということと、今回、紙の保険証を廃止するっていうことが、これ矛盾してます。国はあくまでもマイナンバーカードを普及させるためだけで今回紙の保険証を廃止する、これが国の考えてるところです。

以上のことを述べさせていただいて、委員長報告に反対の意見とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この請願第6号の委員長報告に対する賛成の立場で討論をします。

12月から健康保険証をマイナンバーカードに一本化をされるということです。ただ、請願書の中にもありました国民への説明、周知は確かに不十分であり、スムーズな移行へは、国民の信頼を担保するという必要であるというふうに思っています。

これを含めて、ここではマイナ保険証のメリットを取り上げて賛成の討論としたいと思います。最初にマイナンバー保険証の移行による利便性の向上と負担の軽減についてです。過去の診療や処方箋の情報を簡単に把握ができることや、高額な医療にかかったときに手続きが簡素化されることなどで利用者の方の負担が軽減される、また、患者さんにとっては検査や治療の重複は費用の増加に加え、心身の面からも負担はとても大きいじゃないかなというふうにこれまでのことを思っています。重複の薬やたくさん薬を投与していた薬剤師の負担や副作用のリスクも少なくなっていくんじゃないかなというふうに思います。さらに、医療機関での検査や実施をするかどうかということも過去の診療実績を共有することができるようになる。患者さんは入院や転院した際に最適な診療を受けることができるということも言われています。

次に、将来の社会保障の持続性の向上です。医療のデジタル化の推進で医療機関や介護施設、事業所間での情報の連携基盤は、個人が受ける医療や介護の質の向上や、将来の介護費の負担抑制にもつながるとありました。このたびの改正は、医療のデジタル化の推進も目的とされています。日本のIT化は世界から見れば相当立ち後れており、医療のデジタル化を進めるためにもマイナ保険証への移行は必要であるというふうに思い、委員長報告に対する賛成討論とします。以

上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第6号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたが、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

## 日程第22 陳情第7号

○議長（景山 浩君） 日程第22、陳情第7号、イネカメムシ被害に対する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長です。総務経済常任委員会に付託をされました陳情第7号、イネカメムシ被害に対する陳情書について審査をしました結果、全員一致で採択するという事に決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第7号、イネカメムシ被害に対する陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

### 日程第 2 3 議案第 6 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 3、議案第 6 6 号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第 6 6 号を提案いたします。南部町東長田財産区管理委員の選任について。議案第 6 6 号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてでございます。

南部町東長田財産区管理委員について次の者を選任したいので、南部町東長田財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7 名のお名前を申し上げますので、御賛同をお願いいたします。生田公良、細田浩史、駒場均、生田清、遠藤勉、細田恵誠、岡本彰三、以上 7 名でございます。任期は令和 6 年 1 1 月 1 6 日から令和 1 0 年 1 1 月 1 5 日まででございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 6 号、南部町東長田財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

議案第 6 6 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

---

### 日程第 2 4 発議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 4、発議案第 9 号、イネカメムシ被害への補助を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、荊尾芳之君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。

.....

発議案第 9 号

イネカメムシ被害への補助を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 27 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 荊 尾 芳 之  
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙の意見書（案）を読み上げて提案説明といたします。朗読は議会事務局長にお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 議会事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。それでは、別紙を御覧ください。朗読いたします。着座のまま朗読いたします。よろしくお願いいたします。

.....

別紙

イネカメムシ被害への補助を求める意見書（案）

昨年南部町ではイネカメムシ被害が発生し、圃場によっては、収穫が皆無であったり、3割程度の収穫しかないなど大きな被害があった。被害の補填については、主食用米では農業共済で十分ではないものの補償された。また、飼料米では、災害と認められ 10 アール当たり 8 万円の水田活用交付金の交付があった。

しかし、本年は、飼料米についてはイネカメムシ被害を特別扱いせず、被害が出ても水田活用交付金が交付されない可能性がある。そのようなことになれば、収入の約 9 割が水田活用交付金である飼料米栽培農家にとっては大打撃である。また、イネカメムシ防除の費用負担も大変だ。

さらに、南部町にとって深刻なのは、イネカメムシの被害が、南部町の特産品である梨・柿の果樹にまで及んできていることである。出荷時期を迎え、被害の拡大が危惧される。県・町にとっても第一次産業とその担い手を守ることは大変重要と考える。

現在、イネカメムシは県西部から中部まで確認されており、被害が一層拡大しようとしている。このような状況に際し、以下の点について取り組まれるよう、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

記

1. 飼料米の被害に対して、災害と認定し国に、水田活用交付金を昨年並みに交付するよう要望すること。
2. 防除の補助事業を、果樹にも行いイネカメムシ被害が終息するまで実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

鳥取県知事

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、イネカメムシ被害への補助を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

**日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について**

○議長（景山 浩君） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和6年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後1時41分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） ここに令和6年9月定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は9月9日に開会以来19日間にわたり、令和5年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定をはじめ、条例及び補正予算、また、議員の一般質問を含め、提案等は多数の案件に上りました。これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論に至りましたこと、皆様方の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見を十分尊重しつつ、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

私たち議員の任期も来る10月23日をもって満了することとなります。残すところ1か月ほどではありますが、最後まで南部町議会議員としての責任と誇りを持って職務に精励してまいりたいと存じます。

次期町議会議員選挙に再出馬を予定されている各位におかれましては、10月13日の選挙において全員が当選の栄誉を得られ、再び町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げます。また、再出馬されない議員におかれましても、今後ますます健康に留意され、南部町発展のため御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

---

## 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 9月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月9日から本日まで19日間にわたって開催され、令和5年度決算、令和6年度一般会計補正予算など18議案について御審議をいただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

11、12、13日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から20項目にわたる町政に関する一般質問をいただきました。防災の備え、認知症施策、統合保育園、キャッシュレス事業、スポーツ大会、高齢社会への対応、祐生出会いの館の活用、なんぶ創生総合戦略や物価高騰対策、また、風力発電、学校給食の無償化、西伯病院経営状況、放課後の勉強場所や農業者支援、人口減少時代の自治体政策、地域共生社会や教育施策など、私の町長としての取組の総括にも値する幅広い内容を御質問いただき、答弁させていただきました。

さて、去る23日には野党第一党、立憲民主党代表に野田佳彦元首相が選任され、本日午後には自民党の新総裁が誕生します。若者が未来に希望を持ち、全ての国民が安全と安心の中で豊かに暮らす日本を国政の立場からしっかりとつくり上げていただきたいと思います。

さて、私の町長任期は来月10月23日に満了を迎えます。この間、町長の職務を支えていただきました町民の皆様をはじめ、議会、町職員、そして関係する全ての皆様に感謝とお礼を申し上げます。

また、今期をもって勇退をされる議員もおられるとお聞きしております。長年の御労苦、そして町政発展への御尽力に衷心より感謝を申し上げます。これからも健康に留意され、変わりませず町政の御指導をいただきますようお願いをいたします。

結びに、いよいよ10月8日には町長・町議会議員選挙が告示になります。私も含め、皆様が当選を果たされ、再び南部町のまちづくりに切磋琢磨できるよう御健闘を御祈念し、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---